

令和3年12月

勝山の環境

勝山市 環境政策課

目 次

はじめに	1
第1. 大気環境	2
第2. 水質環境	5
第3. ダイオキシン類調査	8
第4. 産業廃棄物処理施設監視	9
第5. 自動車交通騒音調査	9
第6. 環境保全対策	9
第7. 関係機関等との連携状況	11
第8. 環境美化推進事業	12
第9. 公害苦情処理状況	13
第10. その他	15

はじめに

雄大な自然と豊かな遺産に恵まれた私たちのふるさと勝山市は、先人たちが四季織り成す美しい景観の中で、その自然の恩恵を受けながら大切に育んできたものである。

私たちの誇りである緑豊かな白山山系の山並みと、清らかな九頭竜川の大河を目にしたとき、平泉寺白山神社の杉巨木にたたずみ静寂に浸るとき、誰もがこの雄大な景観に心を洗われるに違いない。

そして誰もが、これらの貴重な自然と遺産がいつまでも大切に保存されなければならないと願い望むはずである。

しかしながら、これまでの私たちは、ややもするとこれらの自然と遺産に思い入れることなく、豊かさや便利さを求めて、限りある資源を大量に消費し、不要物を無責任に廃棄してきた。

そして今や、このような身近な環境汚染が積み重なった結果、地球規模となって取返しのつかない事態になろうとしている。

私たちが幼いころ水遊びをした清流や駆け回った山野にはごみが散乱し、身近なところにいた蛍やメダカなどの姿が見えなくなって、もうどれくらいの月日が経つだろうか。

私たちが今出来ることは何か。それは、すべてのものが自らの環境に対する役割と責任を自覚し、地球規模で考えながら、身近なところから環境を守る行動をおこすことである。

自らの生活環境を見直し、この豊かな自然を守り、先人が守り育んできた歴史や文化、産業などの貴重な遺産を保存するとともに、地域の更なる活性化を図り、次の世代に引継ぐことである。

(勝山市環境基本条例前文)

第1. 大気環境

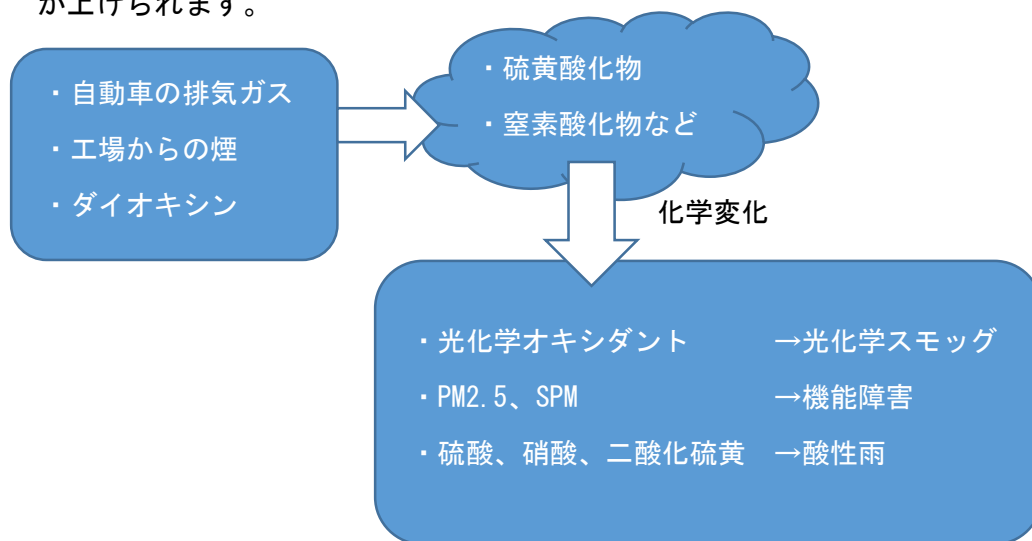
1-1. 大気汚染とは

大気中に排出された物質が、自然の作用(浄化、拡散)を上回って大気中に増加することにより、人を含む生態系や物などに直接的、間接的に影響を及ぼすことを大気汚染と言います。

自然が起源のものもありますが、人為的なもので代表的なものは

- ・工場や火力発電所、自動車などの化石燃料の燃焼による排出物
- ・生産活動により生成するガスや粒子状物質

が上げられます。



1-2. 大気環境調査

勝山市では、一般環境大気の現況を把握し、今後の大気汚染防止対策に資することを目的として、毎年約1か月間、大気環境測定車みどり号による大気環境調査を実施しています。

みどり号では、大気汚染物質10物質と気象観測項目4項目について測定しています。

令和元年までは、昭和町1丁目にある勤労青少年体育センター駐車場跡地で測定していましたが、令和2年度から昭和町2丁目にある市営体育館跡地において測定をしています。

(1) 令和2年度の測定結果

令和2年度は、8月25日から9月25日の間に測定しています。

8月26日にオキシダント(Ox)の1時間値0.065ppm(測定期間中の最高値)を観測し、環境基準(1時間値0.060ppm)を上回りました。

8月26日の他、9月9日には0.059ppm、9月20日に0.060ppmと環境基準に近い濃度が観測されています。

オキシダントを除いた測定項目は、いずれも環境基準を満たしていました。

【表 1 - 1】 みどり号による令和 2 年度の測定結果

	1 時間値		日平均値	期 間 平 均 値	環境基準
	最低値	最高値			
二酸化硫黄 (SO ₂) (ppm)	0.000	0.001	0.000~0.000	0.000	1 日平均値 0.04 1 時間値 0.1
浮遊粒子状物質 (SPM) (mg/m ³)	-0.004	0.053	0.003~0.024	0.011	1 日平均値 0.10 1 時間値 0.20
微小粒子状物質 (PM _{2.5}) (μg/m ³)	-1 (*1)	22	1.7~16.5	6.4	1 年平均値 15 1 日平均値 35
一酸化窒素 (NO) (ppm)	0.000	0.010	0.000~0.001	0.000	
二酸化窒素 (NO ₂) (ppm)	0.000	0.006	0.001~0.003	0.001	1 日平均値 0.04 ~ 0.06 又はそれ以下
オキシダント (Ox) (ppm)	0.001	0.065	0.011~0.042	0.023	1 時間値 0.06
非メタン炭化水素 (NMHC) (ppmC)	0.00	0.61	0.07~0.23	0.16	3 時間平均値 (*2) 0.20 から 0.31
メタン (CH ₄) (ppmC)	1.79	1.97	1.81~1.95	1.88	
全炭化水素 (THC) (ppmC)	1.84	2.46	1.88~2.18	2.04	
一酸化炭素 (CO) (ppm)	0.1	0.4	0.1~0.3	0.2	1 日平均値 10 8 時間平均値 20

* 1 測定原理による誤差要因等によりマイナスの1時間値が出力されることがあります。

これをゼロとして処理して24 時間値を算出すると24 時間値にプラスの偏りを持たせることになり、正確でなくなります。そのため環境大気常時監視マニュアルにおいてもマイナス値で取り扱うことが明記されています。

* 2 午前 6 時から午前 9 時までの 3 時間平均値

(2) オキシダントについて

福井県内では、ばい煙排出量の多い地区や交通量の多い道路沿いを中心に 24 局で大気の状態を測定しています。

福井県内の測定局における令和 2 年 8 月から 9 月のオキシダントの濃度測定結果は、勝

山市での濃度測定結果とよく似た推移をしています。

つまり、オキシダント濃度は、（全く影響がないとは言えませんが）勝山市固有のものではないと考えられます。

しかし、過去5年以上、福井県下のオキシダント濃度が環境基準を超過する日があり、注視していく必要があります。

（福井県下の大気の測定状況を詳しく知りたい方は、福井県「みどりネット」のホームページをご覧ください。URL <http://www.erc.pref.fukui.jp/>）。

（3）勝山市における大気環境の傾向

ア．二酸化硫黄 (SO₂)

環境基準は下回っているものの、大野局と比較すると、同程度かより高い濃度が観測されています。

イ．一酸化炭素 (CO)

環境基準は下回っているものの、1日平均値の最高値は、年々増加傾向にあります。

また、1時間値の平均値は、自排福井局（国道8号沿いの産業会館付近にある自動車排ガス測定局）と比較すると、濃度差は狭まってきています。

勝山市では朝方と夕方の濃度が高い年が多く、主に自動車が発生源と見られています。

ウ．浮遊粒子状物質 (SPM) ・微小粒子状物質 (PM_{2.5})

S P M、PM_{2.5}共に、環境基準は下回っています（PM_{2.5}については1日平均値による検討）。

S P Mの1時間値の最高値は微減傾向、平均値は横ばい傾向です。

PM_{2.5}は、環境基準は下回っているものの、測定期間中における最高値は、22 μg/m³（令和元年度は34 μg/m³）を観測しており、注意が必要です。

県下で、環境基準値を超えたのは最近では令和元年7月ですが、この時は注意喚起を実施する濃度レベルには至りませんでした。

第2. 水 質 環 境

2-1 水質汚濁・水質汚染とは

(1) 水質汚濁とは

水質汚濁とは、人の活動によって排出される生活排水や工場排水が十分に処理されずに、河川や湖沼、海などに流れ込むことによって、水の状態が損なわれることを言います。

自然の浄化作用による分解能力を超えた場合、分解しきれなかった有機物が原因で、悪臭や汚濁が発生します。

また、水中の酸素が減少することで、生物が棲みにくくなり、魚類をはじめ生物が減少することとなり、その結果、食物連鎖が乱れ生態系が崩れていきます。

さらに、自然界で分解されなかった有害物質が、魚介類などの体内に蓄積し、それを食べる人間にも影響を与えるといったことが考えられます。

(2) 環境基準など

環境基準として

・人の健康の保護に関する項目（以下、健康項目と略す）として、カドミウム等の有害物質27項目

・生活環境の保全に関する項目（以下、生活項目と略す）として、BOD, COD等9項目が定められています。

生活項目は、利用形態や目的などに応じて定められており、各公共用水域の類型ごとに基準値が異なります。

河川については、利用目的等に応じてAA、A、B、C、D、Eの6類型に分けられ、九頭竜川水系の河川は、勝山市内においてA類型に分類されています。

水の汚れを判断する代表的な指標としては、河川についてはBOD（生物化学的酸素要求量）、湖沼と海域についてはCOD（化学的酸素要求量）があります。

BODやCODは、水中の有機物が微生物の働きや酸化剤によって分解される時に消費、必要とされる酸素量のことです。

BOD等の値が小さいほど「きれいな水」、大きいほど汚濁が進んでいる（有機物が多いので分解で消費される酸素量が多い等ということ）ということになります。

2-2 市内河川の状況

勝山市では、九頭竜川等の河川水を取水し、健康項目や生活項目について検査しています。

健康項目等について年1回1箇所、生活項目のうち4項目については年に4回、8箇所を検査しています。

(1) 健康項目【表2-1】

令和2年度は、9月9日に九頭竜川河川水（下荒井用水取入口）において採水し検査を実施しました。

健康項目27項目について、全て基準値以下でした。

(2) 生活項目【表2-2】

生活項目の検査のための採水場所は、九頭竜川上流から順に

- ・赤根橋（赤根川）
- ・土布子橋（赤根川と真名川の合流地点）
- ・下荒井用水取入口（真名川と九頭竜川の合流地点。左岸。大野市との境界付近）
- ・大渡用水取入口（真名川と九頭竜川の合流地点。九頭竜川右岸。大野市との境界付近）
- ・勝山橋（勝山市内の中間地点）
- ・浄化センター裏（浄土寺川。九頭竜川との合流点付近）
- ・新保橋（滝波川。九頭竜川との合流点付近）
- ・市荒川大橋（永平寺町との境界付近）

の8箇所です。

全ての測定箇所において、pH、BOD、SS、DOは環境基準を達成しています。

勝山市内における九頭竜川上流部と下流部の数値を比較しても目立った変化は認められませんでした。

しかし、大腸菌群は環境基準を上回っており、特に春から夏に高い値が検出されています。

(3) 大腸菌と大腸菌群について

大腸菌群は、大腸菌と同じような性質を持つ「人や動物の糞便にいる菌＋自然界に広く存在している菌」となります。

水域にふん便による汚染がある場合には、同時に赤痢菌、疫痢菌、チフス菌等の病原菌が存在する可能性があるため、公衆衛生上、問題となります。

しかし、環境基準設定当時（昭和46年）の培養技術では、大腸菌のみを検出する技術はありませんでした。

そこで、大腸菌群をもって、大腸菌の代わりとし、今日でもふん便による汚染の指標として用いられているのです（令和4年度からは、大腸菌の検査に変更となります。）。

大腸菌自身は普通、病原性はなく、大腸菌群が検出されたからといって直ちにその水が危険であるとはいえません。

つまり、大腸菌群が検出されたということは、その水が、動物や人間のふん便による汚染を受けた可能性があり、赤痢菌やサルモネラ菌などの病原性細菌によって汚染されている可能性があることを示すものとなるのです。

大腸菌群、大腸菌は、それ自体が人の健康を阻害するものとして扱われるわけではないため、生活環境項目に位置付けられているのです。

2-3 地下水の状況

(1) 水道水質検査【表2-3】

遅羽町下荒井地区2か所(1か所は定点、1か所は地区内の別の井戸水)、他の地区1か所の3か所において井戸水を採取し水質検査をしています。

飲料水としても使われていることから、水道水質基準51項目のうち、40項目について検査しています。

令和2年度は、下荒井地区2か所、薬師神谷地区1か所において検査しています。

検査結果は、下記のとおり、全て水道水質基準値以下でした。(大腸菌は陰性。環境基準項目でもあるカドミウム、水銀、鉛、ヒ素、六価クロム等も基準値以下です。)

ただ、下荒井地区の定点観測場所において、マンガン及びその化合物が基準値を超える年があることから、飲料水としては使用しないよう指導しています。

マンガンは、生命を維持する上での必須元素であり、健康上は問題ありません。

ただ、飲み水に色がつく、味がつくといった理由から基準値が設けられています。

測定地点	採水日	結果
遅羽町下荒井地区(2か所)	R2.10.7	全て環境基準値以下(水道水質検査) *検査結果の詳細は【表2-3】参照
野向町薬師神谷地区		

(2) 大腸菌検査

毎年、下荒井地区の5地点において、年4回井戸水の大腸菌検査を実施しています。

令和2年度は(6/4、9/1、11/11、R3/3/4)に採水し、検査結果はいずれも陰性でした。

(3) 県における地下水質調査【表2-4】

勝山市内の地下水は、県による調査も行われています。

令和2年度は、北郷町西妙金島地区1か所で井戸水を採取し水質検査をしています。

いずれの項目も基準値以下でした。

測定地点	採水日	結果
西妙金島	R2.6.22	全て環境基準値以下 *検査結果は【表2-4】参照

第3. ダイオキシン類調査

3-1 ダイオキシン類とは

ダイオキシン類は、主に物が燃焼することによって発生し、大気中に放出されます。

ダイオキシン類は分解されにくいので、大気中に放出されたダイオキシンは、土壌や湖沼や海の底泥に蓄積し、長期間残留します。

この蓄積されたダイオキシン類が、魚介類や農作物を通して、人間の口に入ってしまう（今のところ、人にとって十分に安全と考えられる程度と考えられています）。

環境中に存在しているダイオキシン類は微量なのですが、急性毒性と催奇形性などの遺伝毒性が大変強い物質です。

通常の生活の中で摂取する量では、急性毒性が生じたという報告は今のところありませんが、長期間にわたって微量な汚染を受け続けた場合の影響（次世代への影響）が懸念されています。

動物実験では、長期ばくろにより、強い催奇形性、胎児毒性、免疫機能異常、ホルモン異常および発ガン性などの多様な毒性が報告されています。

ダイオキシン類は物を燃焼する過程などで発生するので、ごみの量を減らすことや安易に家庭でゴミを燃やす（野焼き）ことを止めることが、ダイオキシン類の発生量を抑制する上で効果的です。

このため、私たち一人ひとりが、ダイオキシン問題に関心を持って、ものを大切に長く使ったり、使い捨て製品を使わないよう心がけ、ごみを減らし、再利用やごみの分別・リサイクルに協力することがとても重要です。

3-2 ダイオキシン類調査結果

北谷町谷地籍にある産業廃棄物安定型最終処分場からの放流水についてダイオキシン類の測定を実施しています。結果は下記のとおり、基準値以下でした。

種別	採水日	場所	結果	参考
放流水	R2.9.15	北谷町谷区 産業廃棄物最終処分場	0.0092pg-TEQ/l	環境基準 1pg-TEQ/l 最終処分場の維持管理基準 10pg-TEQ/l

第4. 産業廃棄物処理施設監視

市内にある産業廃棄物処理施設については、市の職員が月に1回程度巡回したり、県や市、業者による水質検査によって、環境へ影響が出ないように確認しています。

施設でも、法律や協定に基づいて水質検査（浸透水、地下水（2か所））をしています。

令和2年度の県、市及び事業者による検査では、全て基準値以内であり、問題は認められませんでした。

第5. 自動車交通騒音調査

地域住民の生活環境の保全を図ることを目的として、騒音防止法に基づき、勝山市内の幹線道路（一般県道 滝波長山線）に面する地域の自動車交通騒音を調査しています。

調査箇所は3か所ありますが、調査箇所1か所について5年に1回の測定となっています。

1回の調査は、24時間連続で3か月間行われます。

令和2年度の測定はありませんでした。次は、令和4年度に実施予定です。

第6. 環境保全対策

6-1 生ごみ処理機等の購入補助事業

勝山市では、生ごみ処理機及び生ごみ処理堆肥化容器の購入時、購入費の一部を助成する事業を行っています。

これまでに50件以上の助成を行っています。

6-2 ごみの減量・リサイクルの推進へ向けた取組み

(1) 古紙回収

- ・ 大野市と連携して、事業所から排出される「シュレッター紙くず」のリサイクル化を図るため、事業所に対し燃やせるごみでなく資源ごみとして排出するよう協力依頼を行いシュレッター紙くずのリサイクルに取り組んでいます。
- ・ 「燃やせるごみ」の約5割は紙類であることから、資源ごみとして分別して排出するよう「ごみの減量・資源化」をチラシ配布や広報に掲載して啓発しています。
- ・ 各地区・団体（学校、子供会）での古紙（新聞紙、雑誌等）類の集団回収に対して補助金を交付しています。

(2) 携帯電話機などの回収

デジタルカメラや携帯電話、スマートフォン等の小型家電には、希少金属が使用されてお

り、使用しなくなり家庭に眠っているこれら小型家電は都市鉱山と呼ばれています。

勝山市では、都市鉱山を活用したリサイクルを推進するため、環境政策課の窓口に専用回収ボックスを設置しています。

6-3 勝山市のごみ排出量等

(1) ごみ排出量の推移

区 分	可燃ごみ (t)		不燃ごみ (t)		資源ごみ (t)			計 (t)
		1人1日当(g)		1人1日当(g)	集 団 回収分 (t)	1人1日当(g)		
28年度	6,614	744	274	31	342	1,099	162	8,329
29年度	6,555	749	297	34	353	1,081	164	8,286
30年度	6,710	780	313	36	368	1,072	167	8,463
R1年度	6,729	793	312	37	360	948	154	8,349
R2年度	6,766	814	320	39	383	868	150	8,337

(2) ごみのリサイクル率

区 分	ごみ総量 (t)	リサイクル量 (t)			資源化率 (%)
		資源化量	集 団 回収分	計	
28年度	8,329	1,001	1,099	2,100	25.2
29年度	8,286	1,001	1,081	2,082	25.1
30年度	8,463	1,079	1,072	2,151	25.4
R1年度	8,349	999	948	1,947	23.3
R2年度	8,337	929	868	1,797	21.5

(3) 資源化物内訳

単位：t

	アルミ 缶	スチール 缶	ビン 類	金属 類	古 紙 類	発 泡 スチロール	ペット ボトル	廃プラ 類	その他	計
28年度	32	30	95	499	249	—	31	—	65	1,001
29年度	29	25	94	505	252	—	29	—	67	1,001
30年度	30	24	99	568	269	—	31	—	58	1,079
R1年度	28	22	80	561	263	—	31	—	14	999
R2年度	32	24	74	467	298	—	22	—	12	929

第7. 関係機関等との連携状況

～令和2年度実績～

7-1 福井県奥越ブロック廃棄物不法処理防止連絡協議会（勝山市・大野市）

会員機関	奥越健康福祉センター(事務局)、勝山市、大野市、奥越土木事務所、奥越農林総合事務所、勝山警察署、大野警察署、九頭竜森林組合、(一社)福井県産業廃棄物協会、勝山市消防署、大野市消防署、勝山市漁業協同組合、大野市漁業協同組合、奥越漁業協同組合
パトロール活動	・各会員の通常業務を通して不法投棄重点監視箇所等を巡回 ・令和2年11月20日(金) 合同パトロールを実施
啓発活動	・不法投棄防止や河川美化等を広報誌やホームページに掲載。

* 令和2年度は、協議会での不法投棄撤去活動はありませんでした。

7-2 奥越健康福祉センター

パトロール活動	月1回実施（産業廃棄物処理施設立入および不法投棄防止合同パトロール。重点箇所を中心に巡回）
公害苦情処理活動	不法投棄、水質事故、野焼き等に対する苦情対処
啓発活動	不法投棄防止、河川美化等の啓発広報チラシを配布
環境美化活動等への協力	中学校や市民団体等が実施する清掃奉仕美化活動等への参加、支援

7-3 福井県、石川県、白山市との合同越境監視パトロール

関係機関	福井県循環社会推進課・奥越健康福祉センター、勝山市 石川県資源循環推進課・石川中央保健福祉センター、白山市
合同越境パトロール	令和2年6月30日(火)、10月9日(金)実施 国道157号県境周辺重点監視ポイントの不法投棄状況の確認と撤去

7-4 勝山警察署

取締・指導・警告	廃棄物不法投棄事案や野焼き事案等に対して、連携した対応を実施している。令和2年度は、指導等の他、1件の検挙があった。
----------	--

7-5 各種団体

奥越土木事務所	各種団体が実施する地域清掃奉仕美化活動等への参加や、その後収集された廃棄物に対する廃棄清掃支援を共同実施。
---------	---

第8. 環境美化推進事業

～令和2年度中の主な活動～

8-1 環境月間・不法投棄防止月間

環境月間（6月）	<ul style="list-style-type: none">・ 広報誌に環境関連の特集記事。・ 市施設においてライトダウンの実施
不法投棄防止月間（12月）	<ul style="list-style-type: none">・ 広報かつやま、ホームページにおいて不法投棄防止の啓発。

8-2 環境美化啓発活動

<ul style="list-style-type: none">・ 広報かつやま・ ホームページ	<ul style="list-style-type: none">ごみカレンダークリーンアップふくい関係情報不法投棄防止、屋外焼却防止清掃奉仕活動（一斉清掃、河川清掃）省エネ、ごみ減量化運動の紹介クリーンアップ九頭竜川の開催広報
---	--

8-3 環境美化活動

学校・地区・市民団体等主体	<ul style="list-style-type: none">・ 北部中学校～九頭竜川地域美化活動・ 中部中学校生徒会～浄土寺川及び地域清掃美化活動・ 南部中学校生徒会～地域清掃美化活動・ 市内各地区一斉清掃美化活動
市主体	<ul style="list-style-type: none">・ 清掃支援活動 年間約50団体への清掃支援自治会等が実施した地域の清掃美化活動における撤去したごみの回収支援

* 令和2年度は、新型コロナウイルス感染防止対策の一つとして、全市一斉清掃、クリーンアップ九頭竜川は、中止いたしました。

第9. 公害苦情処理状況

～令和2年度中～

令和2年度中は、不法な野外焼却、不法投棄事案が大幅に増加しており、苦情が多く寄せられました。

不法投棄や不法な野外焼却は、廃棄物の処分代金の他、5年以下の懲役、もしくは1000万円以下の罰金、またはその両方が課せられ、未遂も罰せられます。法人の場合は3億円以下の罰金が科せられます。

- ・農作業で出た稲わらやもみ殻の野外焼却は、例外として認められていますが、その場合であっても、他のものを一緒に燃やしたり、煙や悪臭の苦情がある場合には、行政指導の対象となります。
- ・ドラム缶、ブロック積み、簡易焼却炉（構造基準に適合しない焼却炉）での焼却は違反です。
- ・家庭から出たゴミ、庭木の伐採枝や枯草などは自分で焼却せずに、ゴミ収集に出すか、ビュークリーンおくえつに持ち込んでください。
- ・家庭生活中で出た廃棄物は、分別し、収集日に収集場所に出してください。

きちんと分別していない場合や収集できない廃棄物が集積所に出されていた場合、回収しないことがあります。

お互いが気持ちよく暮らせるよう、また豊かな環境を子孫に残せるよう、ご協力をお願いします。

9-1. 公害苦情集計結果

期 間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで					
申立総件数	30件		措置件数	すべて終結		
内 訳	種 別	件数	内 容	種 別	件数	内 容
	大気汚染	11件	野外焼却 11件	粉塵汚染	0件	
	水質汚濁	3件	過失による油漏れ 2件	悪 臭	0件	
	不法投棄	16件	産業廃棄物 2件	地盤沈下 その他	0件	
※ 例外規定に該当もしくは抵触する野焼きや、軽微な事案を除く						

9-2. 公害苦情の件数とその内訳

(1) 公害苦情件数

受理件数 30件

(2) 内訳

ア. 大気汚染 11件

- ・解体した建物の廃材をドラム缶で焼却。(警察と現場確認。)
(同種事案2件)
- ・事業者が、建物の廃材などを敷地内で焼却。(警察と現場確認。)
(同種事案3件)
- ・伐採した庭木などを敷地内のドラム缶などで焼却。
(同種事案3件)
- ・伐採した庭木などを敷地内で焼却。近くの物品に延焼。(関係機関と現場確認。)
- ・農作業で出た稲わらの焼却であるが、多量の煙で交通支障が出ていたもの。
(同種事案2件)

イ. 水質汚濁 3件

- ・広範囲にわたって公園等に油漏れが確認されたもの。(関係機関と現場確認。)
- ・交通事故により、事故車両から漏れた油が用水に流失したもの。(関係機関と現場確認。)
- ・機械油が入った缶を誤って倒したことによる油漏れ。(関係機関と現場確認。)

ウ. 不法投棄 16件

- ・河川敷に大量の衣類が投棄されたもの。(警察と現場確認。)
- ・河川敷にペットボトルなどのゴミを持ち込み焼却したもの。(検挙。)
- ・河川敷に廃油や工作機械が投棄されたもの。(警察と現場確認。)
(同種事案2件)
- ・ペットボトル、空き缶等が入ったゴミ袋が田畑に投棄されたもの。(警察と現場確認。)
(同種事案5件)
- ・山林に家電製品が投棄されたもの。(警察と現場確認。)
- ・駐車場脇の草地に空き容器(プラゴミ)が投棄されたもの。
- ・住宅街を流れる用水に空き缶、ペットボトルが大量に投棄されたもの。
- ・産業廃棄物を適正に処分せず、ゴミステーションに投棄したもの。
(同種事案4件)

第10. その他

持続可能な開発目標 ^{エス・ディー・ジーズ} (SDGs)

持続可能な開発目標 (SDGs) とは、2001 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

(外務省ホームページより)

第5次環境基本計画とSDGs

2018 年 4 月に閣議決定された第 5 次環境基本計画では、SDGs とパリ協定が採択された 2015 年を「転換点」として捉えており、SDGs の考え方も活用して複数の課題を統合的に解決することが重要であるとしています。

そして、目指すべき社会の姿から振り返って現在すべきことを考える「バックカスティング」の重要性を紹介するとともに、SDGs の実現は、地域の課題解決にも直結すると述べています。

さらに、多様な主体によるパートナーシップが、SDGs の基本的な考え方であることを示し、その充実・強化が必要不可欠であるとしています。(環境省ホームページより)

SDGs 17 のゴール

1. 貧困をなくそう
2. 飢餓をゼロに
3. すべての人に健康と福祉を
4. 質の高い教育をみんなに
5. ジェンダー平等を実現しよう
6. 安全な水とトイレを世界中に
7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに
8. 働きがいも経済成長も
9. 産業と技術革新の基盤をつくろう
10. 人や国の不平等をなくそう
11. 住み続けられるまちづくりを
12. つくる責任 つかう責任
13. 気候変動に具体的な対策を
14. 海の豊かさを守ろう
15. 陸の豊かさも守ろう
16. 平和と公正をすべての人に
17. パートナーシップで目標を達成しよう

【表2-1】

令和2年9月9日採取
下荒井用水取入口（九頭竜川） 健康項目

	項 目	基 準 値	計量結果
1	カドミウム (mg/L)	0.003以下	0.0003 未満
2	全シアン (mg/L)	検出されないこと	0.01 未満
3	鉛 (mg/L)	0.01以下	0.001 未満
4	六価クロム (mg/L)	0.05以下	0.01 未満
5	砒素 (mg/L)	0.01以下	0.005 未満
6	総水銀 (mg/L)	0.0005以下	0.0005 未満
7	アルキル水銀 (mg/L)	検出されないこと	0.0005 未満
8	PCB (mg/L)	検出されないこと	0.0005 未満
9	ジクロロメタン (mg/L)	0.02以下	0.002 未満
10	四塩化炭素 (mg/L)	0.002以下	0.0002 未満
11	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	0.004以下	0.0004 未満
12	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	0.1以下	0.002 未満
13	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.04以下	0.004 未満
14	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	1以下	0.1 未満
15	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	0.006以下	0.0006 未満
16	トリクロロエチレン (mg/L)	0.01以下	0.001 未満
17	テトラクロロエチレン (mg/L)	0.01以下	0.001 未満
18	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	0.002以下	0.0002 未満
19	チウラム (mg/L)	0.006以下	0.0006 未満
20	シマジン (mg/L)	0.003以下	0.0003 未満
21	チオベンカルブ (mg/L)	0.02以下	0.002 未満
22	ベンゼン (mg/L)	0.01以下	0.001 未満
23	セレン (mg/L)	0.01以下	0.005 未満
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	10以下	0.5
25	ふっ素 (mg/L)	0.8以下	0.08 未満
26	ほう素 (mg/L)	1以下	0.1 未満
27	1,4-ジオキサン (mg/L)	0.05以下	0.005 未満

【表2-2】

市内河川の水質検査 生活項目

	赤根橋				土布子橋				九頭竜川(下荒井用水取入口)			
	6月4日	9月1日	11月11日	3月4日	6月4日	9月1日	11月11日	3月4日	6月4日	9月1日	11月11日	3月4日
pH	6.9	6.9	7.1	6.8	7.0	7.2	7.6	7.4	7.1	7.1	7.3	7.0
BOD (mg/L)	0.9	0.9	<0.5	0.8	0.7	0.8	<0.5	0.6	0.5	0.7	<0.5	0.5
SS (mg/L)	3	1	<1	3	5	1	1	5	4	<1	<1	6
大腸菌群数 (MPN/100mL)	2800	13000	3300	2200	13000	13000	4900	790	7900	23000	2300	790
	九頭竜川(大渡用水取入口)				九頭竜川(勝山橋)				九頭竜川(市荒川大橋)			
	6月4日	9月1日	11月11日	3月4日	6月4日	9月1日	11月11日	3月4日	6月4日	9月1日	11月11日	3月4日
pH	7.4	7.2	7.7	7.2	7.5	7.5	7.8	7.2	7.4	7.5	7.6	7.1
BOD (mg/L)	0.7	0.7	<0.5	<0.5	0.7	0.9	0.6	<0.5	<0.5	0.9	<0.5	<0.5
SS (mg/L)	2	2	<1	2	2	1	<1	4	4	<1	1	5
大腸菌群数 (MPN/100mL)	490	2300	330	330	1300	4900	790	790	3300	13000	3300	2300

	滝波川(新保橋)				浄土寺川(浄化センター裏)				基準値
	6月4日	9月1日	11月11日	3月4日	6月4日	9月1日	11月11日	3月4日	
pH	7.6	8.0	7.7	7.2	7.3	7.5	7.7	7.2	6.5~8.5
BOD (mg/L)	<0.5	0.9	0.5	<0.5	0.7	0.8	0.8	0.5	2以下
SS (mg/L)	2	1	<1	2	4	3	2	2	25以下
大腸菌群数 (MPN/100mL)	2300	4900	790	790	23000	33000	7900	3300	1000以下

【表2-3】

令和2年10月7日採取（井戸水）
水道水質検査

項目		基準値	下荒井 定点 検査結果	下荒井 定点近辺 検査結果	薬師神谷 定点 検査結果
1	一般細菌 (個/mℓ)	100個/mℓ以下	0	0	0
2	大腸菌	未検出	陰性	陰性	陰性
3	カドミウム及びその化合物 (mg/ℓ)	0.003以下	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
4	水銀及びその化合物 (mg/ℓ)	0.0005以下	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満
5	セレン及びその化合物 (mg/ℓ)	0.01以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
6	鉛及びその化合物 (mg/ℓ)	0.01以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
7	ヒ素及びその化合物 (mg/ℓ)	0.01以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
8	六価クロム化合物 (mg/ℓ)	0.05以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
9	亜硝酸態窒素 (mg/ℓ)	0.04以下	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン (mg/ℓ)	0.01以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/ℓ)	10以下	0.13	0.52	0.40
12	フッ素及びその化合物 (mg/ℓ)	0.8以下	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満
13	ホウ素及びその化合物 (mg/ℓ)	1.0以下	0.2	0.3	0.1 未満
14	四塩化炭素 (mg/ℓ)	0.002以下	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満
15	1,4-ジオキサン (mg/ℓ)	0.05以下	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
16	シス1,2-ジクロロエチレン及びトランス1,2-ジクロロエチレン (mg/ℓ)	0.04以下	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
17	ジクロロメタン (mg/ℓ)	0.02以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
18	テトラクロロエチレン (mg/ℓ)	0.01以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
19	トリクロロエチレン (mg/ℓ)	0.01以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
20	ベンゼン (mg/ℓ)	0.01以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
21	塩素酸 (mg/ℓ)	0.6以下	—	—	—
22	クロロ酢酸 (mg/ℓ)	0.02以下	—	—	—
23	クロロホルム (mg/ℓ)	0.06以下	—	—	—
24	ジクロロ酢酸 (mg/ℓ)	0.03以下	—	—	—
25	ジブロモクロロメタン (mg/ℓ)	0.1以下	—	—	—
26	臭素酸 (mg/ℓ)	0.01以下	—	—	—
27	総トリハロメタン (mg/ℓ)	0.1以下	—	—	—
28	トリクロロ酢酸 (mg/ℓ)	0.03以下	—	—	—
29	ブロモジクロロメタン (mg/ℓ)	0.03以下	—	—	—
30	ブロモホルム (mg/ℓ)	0.09以下	—	—	—
31	ホルムアルデヒド (mg/ℓ)	0.08以下	—	—	—
32	亜鉛及びその化合物 (mg/ℓ)	1.0以下	0.01	0.01 未満	0.01
33	アルミニウム及びその化合物 (mg/ℓ)	0.2以下	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
34	鉄及びその化合物 (mg/ℓ)	0.3以下	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満
35	銅及びその化合物 (mg/ℓ)	1.0以下	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
36	ナトリウム及びその化合物 (mg/ℓ)	200以下	6.2	6.8	5.7
37	マンガン及びその化合物 (mg/ℓ)	0.05以下	0.023	0.005 未満	0.005 未満
38	塩化物イオン (mg/ℓ)	200以下	5.4	5.4	3.8
39	カルシウム・マグネシウム等 (硬度) (mg/ℓ)	300以下	51	49	31
40	蒸発残留物 (mg/ℓ)	500以下	92	95	100
41	陰イオン界面活性剤 (mg/ℓ)	0.2以下	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
42	ジェオスミン (mg/ℓ)	0.00001以下	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
43	2-メチルイソボルネオール (mg/ℓ)	0.00001以下	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
44	非イオン界面活性剤 (mg/ℓ)	0.02以下	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
45	フェノール類 (mg/ℓ)	0.005以下	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量） (mg/ℓ)	3以下	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満
47	pH値	5.8～8.6	7.3	7.4	7.2
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度 (度)	5度以下	0.5度 未満	0.5度 未満	0.5度 未満
51	濁度 (度)	2度以下	0.1度 未満	0.1度 未満	0.1度 未満

【表2-4】

令和2年6月22日採取
西妙金島（井戸水）水質調査

	項 目	基 準 値	計量結果	測定下限値
1	カドミウム (mg/l)	0.003以下	0.001 未満	0.001
2	全シアン (mg/l)	検出されないこと	0.1 未満	0.1
3	鉛 (mg/l)	0.01以下	0.005 未満	0.005
4	六価クロム (mg/l)	0.05以下	0.04 未満	0.04
5	砒素 (mg/l)	0.01以下	0.005 未満	0.005
6	総水銀 (mg/l)	0.0005以下	0.0005 未満	0.0005
7	アルキル水銀 (mg/l)	検出されないこと	—	0.0005
8	PCB (mg/l)	検出されないこと	0.0005 未満	0.0005
9	ジクロロメタン (mg/l)	0.02以下	0.002 未満	0.002
10	四塩化炭素 (mg/l)	0.002以下	0.0002 未満	0.0002
11	1,2-ジクロロエタン (mg/l)	0.004以下	0.0004 未満	0.0004
12	1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	0.1以下	0.002 未満	0.002
13	1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	0.04以下	0.004 未満	0.004
14	1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	1以下	0.0005 未満	0.0005
15	1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	0.006以下	0.0006 未満	0.0006
16	トリクロロエチレン (mg/l)	0.01以下	0.001 未満	0.001
17	テトラクロロエチレン (mg/l)	0.01以下	0.0005 未満	0.0005
18	1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	0.002以下	0.0002 未満	0.0002
19	チウラム (mg/l)	0.006以下	0.0006 未満	0.0006
20	シマジン (mg/l)	0.003以下	0.0003 未満	0.0003
21	チオベンカルブ (mg/l)	0.02以下	0.002 未満	0.002
22	ベンゼン (mg/l)	0.01以下	0.001 未満	0.001
23	セレン (mg/l)	0.01以下	0.002 未満	0.002
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/l)	10以下	0.55	0.02
25	ふっ素 (mg/l)	0.8以下	0.1 未満	0.1
26	ほう素 (mg/l)	1以下	0.02 未満	0.02
27	クロロエチレン (mg/l)	0.002	0.0002 未満	0.0002
28	1,4-ジオキサン (mg/l)	0.05以下	0.005 未満	0.0005